

予 算 特 別 委 員 会

日 時 平成 2 9 年 3 月 1 4 日（火）午前 1 0 時～

場 所 全員協議会室

1 開議

2 第 1 号議案審査 別紙日程案のとおり

3 その他

平成29年3月 予算特別委員会審査

1 審査日程 別紙のとおり

2 審査方法

(1) 審査(3/14～22)

①執行部説明・質疑

執行部ごとに、説明を受けた後、質疑を行う。ただし、大規模スポーツ施設関連予算は大規模スポーツプロジェクトチームにより行う。

※執行部は冒頭で、重点施策（主要なもののみ）及び指摘要望事項・事務事業評価結果の反映について説明する。

②委員間討議

上記①に引き続き、項目・論点を抽出し討議を行う。（必要がある場合のみ執行部に意見を求める。執行部は委員間討議を終えて退出。）

◆項目抽出では、審査中質疑をしたうえで、次のものを抽出する。

- ・なお疑義があるもの
- ・掘り下げ審査すべきもの
- ・議案の賛否に影響するもの

㊦委員間討議項目から市長質疑項目を抽出

※委員間討議で議論されていないものは市長質疑項目抽出の対象外

(2) 現地視察（実施の場合 3/21 10:00～の予定）

実施を検討したうえで視察先を決定（3/17）

㊧視察時には執行部の出席を求める。

(3) 市長質疑に対する答弁等（3/22 午前）

執行部による審査終了後、市長へ質疑し答弁を求める。

◆市長質疑は予算審査を総括し、提案者である市長への質疑と位置付ける。

◆市長質疑を行う目的は、審査、委員間討議を経て議案賛否に影響する疑義のあるもの及び政策的判断を求めるものを質し、委員が共通して理解することである。

<運用>

①上記2（1）②で抽出した項目から、市長質疑項目を検討、決定（3/21）

②市長質疑項目を執行機関へ連絡（3/21 15:00 の予定）

③市長質疑では、市長の一括答弁の後、一問一答方式による質疑及び答弁（3/22）

（４）討論・採決（3/22 午後）